

機関名	早稲田大学	機関番号	32689	拠点番号	I14
1. 機関の代表者 (学長)	(ふりがな<ローマ字>) (氏名) ^{Kamata Kaoru} 鎌田 薫				
2. 申請分野 (該当するものに0印)	F<医学系> G<数学、物理学、地球科学> H<機械、土木、建築、その他工学> I<社会科学> J<学際、複合、新領域>				
3. 拠点のプログラム名称 (英訳名)	成熟市民社会型企業法制的創造 -企業、金融・資本市場法制的再構築とアジアの挑戦- Creating a New Corporate Legal Framework for a Mature Civil Society -Restructuring Corporate, Financial, and Capital Market Laws and Asia's Challenges to the World-				
研究分野及びキーワード	<研究分野: 法学> (企業統治) (金融資本市場) (知的財産法) (アジア) (企業の思想)				
4. 専攻等名	法学研究科: 民事法学専攻・公法学専攻、商学研究科: 商学専攻、比較法研究所、臨床法学教育研究所				
5. 連携先機関名 (他の大学等と連携した取組の場合)					
6. 事業推進担当者	計 23 名 ※他の大学等と連携した取組の場合: 拠点となる大学に所属する事業推進担当者の割合 [%]				
ふりがな<ローマ字> 氏名	所属部局(専攻)・職名	現在の専門 学位	役割分担 (事業実施期間中の拠点形成計画における分担事項)		
(拠点リーダー) Uemura Tatsuo 上村 達男 Takabayashi Ryu 高林 龍 Miyajima Hideaki 宮島 英昭 Kamata Kaoru 鎌田 薫 Egashira Kenjiro 江頭 憲治郎 Tonami Koji 戸波 江二 Toba Yoshihide 鳥羽 至英 Sasakura Hideo 笹倉 秀夫 Taguchi Morikazu 田口 守一 Miyajima Hiroshi 宮島 洋 Otsuka Tadashi 大塚 直 Nakamura Tamio 中村 民雄 Uchida Katsuchi 内田 勝一 Kuronuma Etsuro 黒沼 悦郎 Ishida Makoto 石田 眞 Sone Takehiko 曾根 威彦 Tsujiyama Eiko 辻山 栄子 Suami Takao 須網 隆夫 Urakawa Michitaro 浦川 道太郎 Kato Tetsuo 加藤 哲夫 Omi Koji 近江 幸治 Osaki Yasuhiro 尾崎 安央 Goto Makinori 後藤 巻則 Kaino Michiatsu 戒能 通厚 Kidana Shoichi 木棚 照一 Awaji Takehisa 淡路 剛久 Takenaka Toshiko 竹中 俊子	法学研究科(民事法学専攻)・教授 法務研究科(法務専攻)・教授 商学研究科(商学専攻)・教授 法務研究科(法務専攻)・教授 法務研究科(法務専攻)・教授 法務研究科(法務専攻)・教授 法務研究科(法務専攻)・教授 商学研究科(商学専攻)・教授 法務研究科(法務専攻)・教授 法務研究科(法務専攻)・教授 法学研究科(公法学専攻)・特任教授 法務研究科(法務専攻)・教授 法学研究科(公法学専攻)・教授 臨床法学教育研究所・研究員(教授) 法務研究科(法務専攻)・教授 法務研究科(法務専攻)・教授 法学研究科(公法学専攻)・教授 商学研究科(商学専攻)・教授 法務研究科(法務専攻)・教授 法学研究科(民事法学専攻)・教授 法務研究科(法務専攻)・教授 法学研究科(民事法学専攻)・教授 法務研究科(法務専攻)・教授 法務研究科(法務専攻)・教授 法務研究科(法務専攻)・客員教授 法務研究科(法務専攻)・客員教授	会社法・金融商品取引法 法学博士(早大) 知的財産権法 日本経済論 民法 会社法、法学博士(東大) 憲法・人権論 会計学、商学博士(早大) 法哲学・法思想 刑事訴訟法、法学博士(早大) 行政法・福祉法則、 経済学博士(東大) 民法・環境法 英米法 民法、法学博士(早大) 金融商品取引法、会社法 労働法 刑法、法学博士(早大) 会計学、経済学博士(東大) EU法・国際取引法、LL.M. 民法 民事訴訟法・会社更生法 法学博士(早大) 金融民事法、法学博士(早大) 会社法・金融商品取引法 民法、法学博士(早大) 英米法 国際私法、国際知的財産権法 法学博士(立命館大) 民法 環境法 知的財産法 Ph.D.	全体構想 研究教育部門の統括 知的財産法研究センター責任者 経済・経営部門責任者 企業と民事法、立法学 会社法全般、立法政策論 企業と憲法秩序 監査論、内部統制 企業の思想・哲学・歴史 企業と刑事法 企業と労働・福祉、税制と行政 企業と環境、予防原則 平成22年3月31日追加 EU法、英米法 企業と民事法、土地法、国際交流 金融・資本市場法、アメリカ証券規制 企業と労働 企業と刑事法 財務会計、国際会計基準 国際取引、国際経済洋、EU法 企業と民事法、ADR 企業と紛争処理、民事訴訟法 企業と民事法、アジア民事法 企業法制全般、企業会計法 企業と民事法 平成22年3月31日辞退 企業の思想・歴史・哲学、英米法 平成24年3月31日辞退 知的財産法、国際取引法 平成24年3月31日辞退 企業と環境法、企業と民法 平成24年3月31日辞退 知的財産法研究		

機関（連携先機関）名	早稲田大学
拠点のプログラム名称	成熟市民社会型企業法制の創造
中核となる専攻等名	法学研究科:民事法学専攻
事業推進担当者	（拠点リーダー）上村 達男・教授 外 2 2 名
<p>〔拠点形成の目的〕</p> <p>★ 本拠点は21世紀COEの問題意識をさらに発展・深化させ、より高次の目標、すなわち、成熟市民社会の構築と一体の企業法制の再構築を目指し、日本の新しい法律学創造のための研究活動を行う。日本の喫緊の課題につき、制度の基本構造に遡って歴史的・哲学的に掘り下げた研究を行い、それを踏まえてあるべき姿を探求するという、目的を高く掲げた計画を推進する姿勢をもち続ける。生活者・消費者・個人が尊重される自由で平等な社会と、そうした個人の生活空間として魅力的で文化的な都市空間を有する成熟した市民社会と一体の企業法制、金融・資本市場法制を模索し、そのための基礎理論の構築と具体的な制度提案を行っていく。こうした高い目標を有するが故に、全力で安定的な経済活力を追求しうる、そうした日本の企業社会のあり方を追及していく。</p> <p>★ ローマ法以来の歴史のある欧米の法制度が担う企業法制の真の姿を、制定法の表面的な姿にとらわれず深く理解し、欧米が経験に頼っている部分を論理化し、扱いを誤ると大きな厄災の原因ともなる資本市場と一体の株式会社制度のありかたについて、本格的な理論モデルを構築する。この分野で日本の経験の不足を知性と論理によって克服し、欧米モデルの弱点をも認識し、同様の問題を抱えるアジア諸国の国益に適う貢献を行う。こうした視点こそ世界最高水準の学問研究と考える。</p> <p>★ 従来横断的研究がほとんど行われてこなかった法律学の分野で、あらゆる法分野が、企業と市場と市民社会の三つのキーワードを共有して様々な組み合わせによる横断的研究を推進する。これにより、基礎法的知見に裏打ちされ、各法分野との垣根を越えた企業法制、金融・資本市場法制自体の根本的な再構成を目指し、他方で、憲法、民法、刑事法、労働法、基礎法、環境法、知財法といった各法分野自体のあり方が問い直され、それぞれの法分野において欠けていた、市場や企業といった現象を正面から捉えた理論の再構築を促し、そのことを通じて、その固有の法理の意義を再確認する。各法分野が市場や企業といった概念を自己のものとすることにより、真に時代の要請に叶う実践的な具体的提言を行う視点を獲得し、それを具体的に実践する。</p> <p>★ 21世紀COE開始後の研究成果を踏まえて、喫緊の課題となっている様々な課題に関して、真に独立性の高いオピニオンリーダーたりうる総合研究所としての地位を確固たるものとする。また、消費者と生活者の視点が強調されることの多い近時の状況を踏まえて、企業が有するミッションの最大実現を志向する企業法の論理を確立することで、真に個人や市民に貢献する企業法制のあり方を追及し、そのことを通じて、日本の成熟した市民社会の再構築ともいべき国家的課題に挑戦する。とりわけ、欧州の企業社会のあり方とアメリカの行き方の相違を、それぞれの社会の歴史や性格を十分に踏まえた議論を比較法的に推進することで、各国における企業社会と市民社会のあり方を認識し、それがグローバル・マーケットにおいてどのような意味を有するかを検討する。</p> <p>★ 特に高い評価を受けている知財のアジア英文判例データベースは今や欧州と日本にまたがる大規模なデータベースとなっており、世界に開かれた貴重な窓口である。この役割を、さらに強力に推進・実施していく。この知財データベースの構築の過程で確立したアジア諸国の司法関係者、知財関係者との深い信頼関係は、知財以外の領域におけるアジア法制研究ないし、法整備支援にとって大きな財産となっており、そうした良好な関係をさらに増進させていく。</p> <p>★ 商学研究科の経営、会計、監査、経済等の専門家との研究交流を活発化させ、法律学と関係する具体的な研究成果を追求する。従来、経済学の手法にある程度精通した法律家と経済学者との交流が中心になりがちであったが、規範の学としての法律学と経済学との対立点を浮き彫りにするような研究を重視する。</p> <p>〔拠点形成計画及び達成状況の概要〕</p> <p>★ 株式会社制度と金融・資本市場との関係につき、日本では従来よりアメリカの影響が非常に強く、ともすると市場の論理ばかりが強調される傾向が強いが、近時のサーベラス、スティールパートナーズといったファンドによる買収や公開買付を契機として、人間的要素が欠落するタックスヘブン設立の匿名性ファンドによる支配や影響力行使に対する批判が強くなってきているが、そうした状況に対しては本拠点が一貫して主張してきた、市場原理とデモクラシーの原理の調和、グローバル金融・資本市場と国家・国益・公共との関係といった視点の有効性が明らかになってきている。理論研究レベルの本拠点の研究成果が十分に達成されていることが認知されているものと考えられる。</p> <p>★ 本拠点がリードしてきたアジアプロ向け債券市場構想は最終段階で日本の国策として採用され、ASEAN+3の土俵にも乗るに至り、近時は副総理・財務大臣他も出席するような特別セッションも開催された。この問題はアジア諸国の資本市場法制に止まらず、民事法・刑事法・執行法にも及ぶアジア域内の各国の母法をも視野に置いた比較法研究が必要な分野であり、本拠点の貢献は際立っており、GCOE終了後の活動の継続が強く求められている。</p>	

6-1. 国際的に卓越した拠点形成としての成果

国際的に卓越した教育研究拠点の形成という観点に照らしてアピールできる成果について具体的かつ明確、簡潔に記入してください。

- ① 法学の世界において国際的に卓越するという意味については前述したが(様式1の2)、それは自然科学のように世界中どこでも通用する単一の理論や発見を意味するというものではない。一件抽象度の高い金融・資本市場法制度であって、その国の市場に対する態度、市場の発達度、市場法制及びそれを支える法制度一般の状況を踏まえない制度論は、その国の国民福祉に反し、ある国による収奪の手段を提供するだけに終わる危険も大きい。本拠点は、欧米の法律学が有する普遍的な価値と歴史的・地域的背景等をその社会の深層に迫りながら理解し、それを日本の法律学に適合的な法理論や制度論として咀嚼し直し、その上でそうした理解を踏まえて、欧米の現状認識に対する批判軸を有し、アジア諸国の制度論へと生かしていくという問題意識を実践していこうとしてきたところに、国際的に卓越した拠点としての存在意義とそれに伴う成果を認めることができる。こうした観点から、アピールできる具体的な成果としては次の諸点がある。
- ② 欧米のように法制度を時間をかけて形成してきても、あるいはその故に、比較法という発想がきわめて弱い国もある。フランス・アメリカにはその傾向が強い。自国の発想をどこまでも他国にむけて押し通そうという場合も非常に多い。例えば、「会社は株主のものである」「株主主権」という概念は成熟した市民社会が株主、換言すると個人や市民が株主であることを前提に主張し得たものであるが、これを王族や国家、アングラマネーや匿名性のファンド、法人持ち合い株主に妥当させると、かつて「個」の尊厳のために歴史的に戦った相手の権威を無批判に持ち上げ、それによって個人や人間を害する論理と墮する可能性がある。「市場」で買えさえすれば主権者になると言わんばかりの主張を肯定する論理となる。こうした状況に対して批判力の乏しい日本で、本拠点の問題提起の意味は非常に大きなものとなっており、それは一方で理不尽な支配が「株主主権」の名において主張され、資本市場や会社法制が未整備な国にとっては危険な論理になっていることを強く主張してきた。こうした発想は、グローバル金融・資本市場においてマーケットのみが拡大し、それをコントロールする共通の法制度や規範意識、グローバル・デモクラシーの欠如が、かつての植民地戦争に変わる、経済の覇権をめぐる熾烈なパワーゲームの様相を呈していることに対する、日本がなし得る重要な警告を意味している。
- ③ こうした本拠点の問題意識は、アジアプロ向け債券市場構想という、上からの(トップダウン)の構想においても十分にその意義を発揮する。この構想は、COE教授の犬飼教授が、ロンドンでの三菱商事財務部幹部としての経験を下に、アジアの資金をアジアで調達しうる構想の必要性を痛感したところから始まり、本拠点において、各金融分野の有力な実務家、思いを共有する各種官僚との勉強会を始めたところが起源となっている。この構想は、その後大いに展開し、財務省・金融庁・日銀・東証・日本証券業協会といった機関と、問題の性格から重要な地位を占めるADB(アジア開発銀行)によって一体となって推進され、これに中国・韓国の金融当局が合体して、いまではASEAN+3の枠組みに位置づけられる日本の国策となっている。中国・韓国の当局との協力は本拠点との間で形成されてきた友好関係が基礎となっている。この構想を深めるためにはアジア各国の資本市場法制・その他会社法制・民法・執行法等々に及ぶ調査と、その間の調整というまさしく本拠点の問題意識である比較法研究視点が生かされている。
- ④ 中国全人代・中国証券監督管理委員会との協定に基づく研究協力は、当初の会社法・証券法を超えて、中国にとって喫緊の課題となっている14の法分野にも及ぶものとなっており、日本の文化協力を代表するものと言える。中国に生ずる課題の多くは、日本が近時経験した事柄が多く、この分野で日本の学問水準の高さと日本との協力の重要性を彼らは十二分に認識している。
- ⑤ 田口・甲斐両教授が中心になって推進してきた、刑事法の観点からする国際コンプライアンス・アンケート調査は、膨大な手間とコストをかけて達成されたこの分野の金字塔である。その調査対象はドイツ・中国・イタリア・イギリス・オーストラリア・アメリカに及び、この間の各国研究者との研究交流が生み出した財産はきわめて大きく、特に刑事法の世界に全く新しい視点を導入した。近時この研究の全体像が出版される予定である(本調書18頁の「付記」参照)。
- ⑥ 知財英文判例データベースは、21世紀COEの当初から数えて4,000件を超えるほどの大型DBとなった。最初はアジア諸国からはじめて、その後は欧州、日本(知財戦略センターからの依頼による承継)に及んでいる。今では、世界の英文知財判例のアクセス窓口は早稲田大学となっており、その意義にはきわめて大きい。GCOEの採択時にもこれを継続するようにとの指摘を受けた。特にこの作業の過程で、アジア諸国の裁判所関係者・法務当局等との間に培った人的信頼関係は、その他の分野での協力にも結びつきうる財産となっている。
- ⑦ 本様式2の4-2(12頁)に示されたように、若手研究者養成に係る国際プログラムは非常に豊富なものであり、欧米とアジアとの若手研究者交流としては特に顕著な実績を示してきたものと思われる。

「グローバルCOEプログラム」（平成20年度採択拠点）事後評価結果

機 関 名	早稲田大学	拠点番号	I14
申請分野	社会科学		
拠点プログラム名称	成熟市民社会型企業法制の創造		
中核となる専攻等名	法学研究科民事法学専攻		
事業推進担当者	(拠点リーダー名)上村 達男		外 22 名

◇グローバルCOEプログラム委員会における評価（公表用）

（総括評価）

設定された目的は概ね達成された。

（コメント）

大学の将来構想と組織的な支援については、本拠点を大学の将来構想の中で重要なものとして位置づけ、自己資金による「GCOE支援経費」の措置や学内スペースの優先的確保を行うなど、本拠点形成が全学的な支援と期待の下で進められたものと評価できる。

拠点形成全体については、日本法の国際的な位置づけを意識した独自の視点と基本概念に基づき、アジアプロ向け債券市場構想の提唱や知財の英文判例データベースの構築を行うなど、意欲的な拠点形成が目指されたことは評価できる。

人材育成面については、補助事業開始時に比べて博士号取得者が増加していることなどから、若手研究者の育成に多大な努力と工夫がなされたことは評価できる。

研究活動面については、国際会議・国際シンポジウムの開催など、事業推進担当者の旺盛な研究活動は高く評価できるが、事業推進担当者の研究活動は、それぞれの専門領域にとどまり、全体として、本拠点形成の独自の視点と基本概念を踏まえたものとして展開されるまでには至っておらず、この点の説明が不足しているという意見があった。

今後の展望については、終了直後の対応のための事後処理費用や報告書作成費用の支援、事務所スペースの貸与などの大学全体の支援の下、「企業法制と法創造総合研究所」が主体となり、法学研究科などと連携をとりつつ事業継続の努力と工夫がなされている。資金獲得面での困難もあるが、本拠点が打ち出した独自の視点と基本概念を踏まえた事業活動のさらなる展開が期待される。